令和２年第４回我孫子市農業委員会総会会議録

１．日　時　場　所

　　令和２年４月１０日（金）午後２時

　　我孫子市手賀沼親水広場水の館３階研修室

２．委員の現在数

　　１０名

３．出　席　委　員

１番	田　村　星　寿	２番	中　野　　　栄
３番	嶺　岸　勝　志	４番	三　須　清　一
５番	大　井　栄　一	６番	大　炊　三枝子
７番	成　島　　　誠	８番	川　村　泉　治
９番	宮久保　　　勝	１０番	根　本　　　博

４．出席農地利用最適化推進委員

第１地区	川口　浩	第１地区	相馬　英里
第２地区	香取　典男	第３地区	加賀　文志
第３地区	増田　誠治	第４地区	齊藤　剛廣
第４地区	長島　操		

５．欠席農地利用最適化推進委員

　　第２地区　渡邊　一郎

６．出席事務局職員

局　　　　長	増　田　浩四郎
次　　　　長	大　井　一　郎
農　地　係　長	富　塚　隆　則
農政課主査長	廣　瀬　弘　忠

７．会議に付した議案等

　審議事項

　　議案第１号　農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第２号　農用地利用配分計画（案）について

議案第３号　相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

申し合わせ決議１　農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

報告事項

報告第１号　農地法第５条第１項第７号の規定による転用届出に対する専決処分について

報告第２号　農地法第３条の３の規定による届出書について

報告第３号　農地法第１８条第６項の規定による通知について

報告第４号　生産緑地のあっせんについて

三須清一会長　ただ今から令和２年第４回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、委員10名の出席をいただいておりますので、会議規則第８条により会議は成立しております。

また、農地利用最適化推進委員７名も出席いただいております。

初めに、会議規則第18条第２項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

９番　宮久保勝委員

１０番　根本博委員

よろしくお願いいたします。

次に、本日の書記には、事務局職員の富塚係長を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局　それでは、議案書の目次をお開きください。

本日御審議いただく案件は、議案第１号から議案第３号、合計３議案及び申し合わせ決議１についてです。

議案第１号「農用地利用集積計画（案）の決定について」は、再設定４件、中間管理機構１件の合計５件です。

議案第２号は、「農用地利用配分計画（案）の決定について」です。

議案第３号は、「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」６件です。

申し合わせ決議１について１件です。

以上で、議案についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

三須清一会長　以上で、議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。

議案第１号「農用地利用集積計画（案）の決定について」審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局　議案書の１ページをお開きください。

「農用地利用集積計画（案）の決定について」。

下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条の第１項の規定により我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているので、この会の意見を求めます。

提出日、令和２年４月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は１ページからとなります。

整理番号１番、賃借権を再設定する農地は○○○字○○下地先の地目・田２筆、○○字○○地先の登記地目・畑、現況地目・田１筆です。借受者は有限会社今井興業ライスセンターで、貸付者は○○○の方です。期間は５年間です。賃借料は10アール当たりコシヒカリ１等米○○kgです。

次に、整理番号２番、賃借権を再設定する農地は○○○地先の地目・畑１筆です。借受者は○○の農業者で、貸付者も○○の方です。期間は１年間です。賃借料は全面積に対して○，○○○円です。

次に、整理番号３番、賃借権を再設定する農地は○○○地先の地目・田１筆です。借受者は○○の農業者で、貸付者も○○の方です。期間は10年間です。賃借料は10アール当たりコシヒカリ１等米○○kgです。

次に、整理番号４番、賃借権を再設定する農地は○○○地先の地目・田１筆です。借受者は○○○○の農業者で、貸付者は○○の方です。期間は10年間です。賃借料は全面積に対して○万○，○○○円です。

次に、整理番号５番、賃借権を再設定する農地は○○○地先の田１筆です。借受者は農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会で、貸付者は○○市○○の方です。賃借料は10アール当たりコシヒカリ１等米○○kgで、期間は10年間です。

事務局からは以上です。

三須清一会長　続いて、大井調査会長から、議案第１号の調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一調査会長　それでは、報告いたします。議案第１号整理番号１番の借受者の経営面積は、借受地を含めて約32.8ヘクタールで、農業従事日数は代表者が年間253日で、従業員３名がそれぞれ270日、100日、45日です。農業施設、大型農業機械等を一通りそろえています。

続いて、整理番号２番の借受者の経営面積は、借受地を含めて約0.8ヘクタールで、農業従事日数は本人が年間250日、妻が200日、子が100日です。農業施設、大型農業機械等を一通りそろえています。

続いて、整理番号３番の借受者の経営面積は、借受地を含めて約10.2ヘクタールで、農業従事日数は本人が年間200日で、妻が100日です。農業施設、大型農業機械等を一通りそろえています。

続いて、整理番号４番の借受者の経営面積は、借受地を含めて約３ヘクタールで、農業従事日数は本人が年間300日、妻が100日です。農業施設、大型農業機械等を一通りそろえています。

続いて、整理番号５番は、借受者が農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会で、この後、農用地利用配分計画案に基づき権利を設定するものです。

以上の内容を基に審議しましたところ、第２調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第３項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長　これより議案第１号整理番号１番から５番に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

（なし）

ございませんか。

（なし）

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。

議案第１号整理番号１番から５番について、決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、議案第１号整理番号１番から５番は原案どおり決定することとしました。

続いて、議案第２号「農用地利用配分計画（案）について」審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局　議案書の３ページをお開きください。議案資料は６ページからとなります。

議案第２号「農用地利用配分計画（案）について」。

農用地利用配分計画（案）について、この会の意見を求めます。

提出日、令和２年４月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条３項の規定により、市長から農業委員会に対して農用地利用配分計画案について意見を求められたものです。農地中間管理機構である千葉県園芸協会による○○○の田の貸付けに係る計画案を作成するものです。

計画の詳細は農政課より説明します。

廣瀬弘忠農政課主査長　農政課の廣瀬です。よろしくお願いいたします。

私から農用地利用配分計画について説明いたします。

農用地利用集積計画のうち、千葉県園芸協会に貸付けをする１件が農用地利用配分計画の対象となります。

利用集積計画の詳細については、議案書２ページを御確認ください。

議案資料６ページから８ページが配分計画の詳細です。

では、内容について御説明いたします。

中間管理事業で農地を借り受けるための基本原則は、当該担い手へ貸し付けた場合、規模拡大または分散錯圃の解消に資すること、また、既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないことが条件となります。今回の配分を受ける経営体は、これらの原則を満たしていると考えられます。

では、今回の案件を御説明します。

今回の案件は、〇〇市〇〇の農業者への配分です。対象となる農地は〇〇〇の田１筆です。今回、他市でも当該農地の所有者が千葉県園芸協会に貸付けをし、〇〇市〇〇の担い手へ農用地利用配分計画を行うのに合わせて、当市でも配分計画を行っていくものです。また、当該農地の所有者が担い手への貸付けを強く希望しております。

農政課からの説明は以上になります。

三須清一会長　ありがとうございました。

続いて、大井調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一調査会長　議案資料の６ページをお開きください。

農用地利用配分計画案に基づき、〇〇市〇〇の農家に権利設定するものです。権利設定する土地は同資料７ページの地目・田１筆、合計面積が3,000㎡です。

第２調査会では、貸し付ける農地を該当する受け手に貸し付けた場合、規模拡大または分散錯圃の解消に資するなどの決定基準を満たしていることから、本計画案は適当と判断し、全員一致をもって「付すべく意見はなし」との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長　これより、議案第２号の権利設定に対する質疑に入ります。

それでは、御意見がある委員は挙手をお願いします。

（なし）

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。

議案第２号の「農用地利用配分計画（案）について」、付すべく意見なしと決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、議案第２号の「農用地利用配分計画（案）について」は、原案どおり付すべく意見なしと決定することにいたしました。

続いて、議案第３号整理番号１番から６番の「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」、審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局　議案書の４ページをお開きください。

議案第３号整理番号１番から６番、「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」。

下記のとおり柏税務署長より利用状況確認依頼があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和２年４月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は９ページからとなります。

本件は、相続税の納税猶予の適用を受けてから20年を迎えることから、この適用農地の利用状況について、柏税務署長より利用状況確認依頼があったものです。これを受けて、地区担当委員と事務局とで現地の状況を確認しました。

事務局からは以上です。

三須清一会長　それでは、それぞれの地区担当の委員から順次報告をお願いします。

まず初めに、整理番号１番について、第２地区の大井栄一委員から報告をお願いします。

大井栄一委員　議案資料の９ページを御覧ください。

令和２年３月５日、事務局職員と納税猶予の特例の適用を受けている「〇〇字〇〇地先の田、ほか１筆、合計面積3,002㎡」について現地確認を行いました。その結果、自ら所有し、自ら農地として使用していることを確認しました。

以上です。

三須清一会長　続いて、整理番号２番、６番について、第１地区の成島誠委員から報告をお願いします。

成島誠委員　議案資料の10ページ、11ページ及び17ページから19ページを御覧ください。

令和２年３月６日、事務局職員と納税猶予の特例の適用を受けている整理番号２番「〇〇〇地先の田、ほか７筆、合計面積１万244.04㎡」について及び整理番号６番「〇〇字〇

○地先の田、ほか17筆、合計面積１万5,041㎡」について現地確認を行いました。その結果、いずれも自ら所有し、自らの農地として使用していることを確認いたしました。
　以上です。

三須清一会長　続いて、整理番号３番について、第４地区の根本博委員から報告をお願いします。

根本博委員　議案資料12ページ、13ページを御覧ください。
　令和２年３月６日、事務局職員と納税猶予の特例の適用を受けている「○○字○○○地先の田、ほか７筆、合計面積１万2,492㎡」について現地確認を行いました。その結果、自ら所有し、自ら農地として使用していることを確認しました。
　以上です。

三須清一会長　続いて、整理番号４番、５番について、第３地区の宮久保勝委員から報告をお願いします。

宮久保勝委員　議案資料の14、15ページを御覧ください。
　令和２年３月５日、９日、事務局職員と納税猶予の特例の適用を受けている整理番号４番の「○○○○字○○○地先の田、ほか８筆、合計面積１万6,480㎡」について及び整理番号５番の「○○字○○○地先の田、ほか４筆、合計面積7,790.66㎡」について現地確認を行いました。その結果、いずれも自ら所有し、自ら農地として使用していることを確認しました。
　以上です。

三須清一会長　以上で報告が終了しました。
　これより、議案第３号整理番号１番から６番に対する質疑に入ります。
　御意見がある委員は挙手をお願いします。
（なし）
　ございませんか。
（なし）
　意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。
　これより議案第３号整理番号１番から６番「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」採決します。
　原案どおり報告することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

　挙手全員と認め、議案第３号整理番号１番から６番は原案どおり報告することとしました。

　次に、申し合わせ決議に移ります。

　申し合わせ決議１「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について決議をします。

　それでは、事務局より決議の朗読と説明をお願いします。

事務局　それでは説明します。

　議案書は５ページ、議案資料は20ページからとなります。

　農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、全国農業委員会ネットワーク、一般社団法人全国農業会議所及び一般社団法人千葉県農業会議会長より決議の実施について依頼があったので、この会の意見を求めます。

　提出日、令和２年４月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

　本件は、昨年10月、他の農業委員会会長が農地転用に係る収賄容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生したことから、改めて農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくものです。

　それでは、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議内容について説明します。

　議案資料の23ページをお開きください。

　私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の法的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

　特に、農地制度に基づく許認可に関わる事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

　私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ決議する。

　１、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

　２、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

　令和２年４月10日、我孫子市農業委員会。

　事務局からは以上です。

三須清一会長　以上で説明が終了しました。

　これより、申し合わせ決議１「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について、質疑に入ります。

　御意見がある委員、推進委員は挙手をお願いします。

（なし）

　ございませんか。

（なし）

　意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

　これより、申し合わせ決議１「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について採決します。

　原案どおり決議することに賛成の委員、推進委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

　挙手全員と認め、申し合わせ決議１「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について、原案どおり決定することにしました。

　続いて、報告事項に移ります。

　事務局、報告をお願いします。

事務局　それでは報告します。

　報告は第１号から第５号までの５件です。

　報告第１号「農地法第５条第１項第７号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、５件受理しました。届出事由は住宅が５件です。

　報告第２号は、「農地法第３条の３の規定による届出書について」で、２件受理しました。届出事由は２件とも相続です。

　報告第３号は、「農地法第18条第６項の規定による通知について」、１件受理しました。通知の事由は中間管理機構を通しての賃借に変更するための解約で１件です。

　報告第４号は、「生産緑地のあっせんについて」です。

　令和元年９月総会において、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の申請があり、証明相当となりました〇〇〇字〇〇〇〇〇番〇及び〇〇〇字〇〇〇〇〇番〇の畑２筆、合計面積約1,916㎡、所有者〇〇〇〇さん、ほか２名の生産緑地について、市へ買取りの申出があり、市役所公園緑地課より市内農業従事者へ取得のあっせんについて依頼がありました。

　申出地の概要は別紙資料の２のとおりで、買取りの希望価格は〇億〇，〇〇〇万〇，〇〇〇円となっております。案内図は別紙資料の４ページにございます。買取価格について

は、買取希望者が出てきた場合に改めて不動産鑑定をし、買取価格を設定することになります。お知り合いの農業者の方にあっせんしていただき、買取りを希望する農業者がいましたら５月７日の木曜日までに事務局に御連絡をください。よろしくお願いします。

報告第５号は、「書面審議について」です。議案資料にはありませんが、４月７日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令されたことを受け、我孫子市の新型コロナウイルス感染症対策本部では、外出自粛の要請への対応として、市民が参加する会議などについてはできる限り延期または中止とすることといたしました。

また、４月７日現在、千葉県農業会議では、定例常設審議委員会の開催を会議形式による開催はせず、書面審議の方向で検討中とのことです。

このため市でも、総会は会議形式ではなく書面審議・議決の方向で検討をしたいと考えています。また、調査会については委員の参集はなしとし、事務局が地権者と現地確認を行い、必要であれば現場写真を委員の皆様に資料としてお出しし、総会と同様に書面審議することを検討しています。

なお、これに限らず、今後、同様の自体が発生した場合においても、書面審議・議決の方式を取りたいと考えておりますので、委員の皆様の御意見をいただければと思います。

事務局からは以上です。

三須清一会長　報告第１号から５号までについて、何か御意見がありましたら挙手をお願いします。

（なし）

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議及び申し合わせ決議並びに報告事項は全て終了しました。

これをもちまして、令和２年第４回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。